

第2章 ごみ処理の状況

第1節 岩出市の概要

1. 地域の概況

本市は、和歌山県の北部に位置し、和歌山市の中心部から約15km、大阪都心部から約50km、関西国際空港からは約30kmの距離にあり、北は大阪府泉南市及び阪南市、東南は紀の川市、西は和歌山市に接しています。

市域は、東西に約5.7km、南北に約8.8km、面積は38.51km²。東端は東経135度20分、西端は東経135度17分、南端は北緯34度14分、北端は北緯34度20分に位置します。

2. 人口と世帯の動向

平成27年の人口（平成27（2015）年国勢調査による推計人口）は、53,452人で、平成22年より570人増加し、世帯数では、1122世帯増え、20,667世帯となりました。

表1 人口

(国勢調査)

		平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
人口	人	41,550	48,156	50,834	52,882	53,452
世帯数	世帯	12,956	16,188	17,790	19,545	20,667

(国勢調査)

年度	平成22年		
区分/階層	総数	男	女
0 ~ 4	2,593	1,359	1,234
5 ~ 9	2,941	1,506	1,435
10 ~ 14	3,046	1,467	1,579
15 ~ 19	2,866	1,509	1,357
20 ~ 24	2,536	1,261	1,275
25 ~ 29	2,531	1,218	1,313
30 ~ 34	3,318	1,580	1,738
35 ~ 39	4,551	2,193	2,358
40 ~ 44	3,922	1,848	2,074
45 ~ 49	3,552	1,646	1,906
50 ~ 54	3,150	1,553	1,597
55 ~ 59	3,301	1,601	1,700
60 ~ 64	3,781	1,817	1,964
65 ~ 69	2,895	1,416	1,479
70 ~ 74	2,022	1,002	1,020
75 ~ 79	1,571	655	916
80 ~ 84	1,069	391	678
85以上	1,068	277	791
不詳	2,169	1,231	938
合計	52,882	25,530	27,352



年度	平成27年		
区分/階層	総数	男	女
0 ~ 4	2,422	1,251	1,171
5 ~ 9	2,623	1,341	1,282
10 ~ 14	3,020	1,546	1,474
15 ~ 19	3,119	1,498	1,621
20 ~ 24	2,749	1,408	1,341
25 ~ 29	2,547	1,245	1,302
30 ~ 34	2,837	1,364	1,473
35 ~ 39	3,523	1,707	1,816
40 ~ 44	4,641	2,269	2,372
45 ~ 49	4,002	1,877	2,125
50 ~ 54	3,563	1,668	1,895
55 ~ 59	3,160	1,560	1,600
60 ~ 64	3,396	1,626	1,770
65 ~ 69	3,778	1,802	1,976
70 ~ 74	2,821	1,359	1,462
75 ~ 79	1,911	913	998
80 ~ 84	1,358	527	831
85以上	1,312	392	920
不詳	670	365	305
合計	53,452	25,718	27,734

【参考資料】

(住民基本台帳)

(各年3月31日現在)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人口	人	53,018	53,196	53,537	53,537	53,687
世帯数	世帯	20,712	21,016	21,518	21,518	21,805
		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口	人	53,694	53,944	53,827	53,846	53,862
世帯数	世帯	22,077	22,407	22,697	23,024	23,322

3. 産業の動向

平成 24 年から平成 28 年にかけて、民営事業所のみを対象に比較すると、事業所数・従業員数ともに増加しています。

平成 28 年における産業分類別の事業所数では、第三次産業が全体の 86.6% を占めて最も多く、このうち卸売・小売業が全体の 27.0% を占めています。従業員数では、第三次産業が 83.1% を占めており、そのうち、卸売業・小売業では、25.5% 宿泊業・飲食サービス業では、14.1% を占めています。

表 2 事業所数及び従業員数の推移

項目	平成 13 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
事業所数 (件)	1,085	1,449	1,433	1,474	1,506
従業員数 (人)	9,873	12,727	13,288	13,716	14,326

平成 28 年度における事業所数・従業員数

産業大分類		事業所数	従業員数(人)
総数		1,506	14,326
第一次産業	農業、林業	2	8
	漁業	1	10
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取	2	37
	建設業	122	654
	製造業	75	1,706
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	19
	情報通信業	5	58
	運輸業、郵便業	24	681
	卸売業、小売業	407	3,650
	金融業、保険業	21	315
	不動産業、物品賃貸業	69	286
	学術研究、専門・技術サービス業	51	275
	宿泊業、飲食サービス業	207	2,026
	生活関連サービス業、娯楽業	186	1,060
	教育、学習支援業	79	552
	医療、福祉	158	2,272
	複合サービス事業	5	235
	サービス業(他に分類されないもの)	90	482

※事業所数は公務及び事業内容等不詳を除き、従業員数は公務を除く。

※経済センサス基礎調査の数値(7月1日現在、民営のみ)。

第2節 ごみ処理のこれまでの見直し

1 収集運搬

(1) 家庭系ごみの収集運搬

資源ごみの収集回数について、分別収集が始まった平成 11 年 11 月以降、2 回にわたり収集回数を見直し、平成 17 年 4 月から毎週 1 回に回数を増やすなど市民の利便性の確保に努めているところです。

資源としてリサイクルできるごみには、品目によって有価で引き取られるものが含まれており、特に、再生利用品目として価値が比較的高い紙類や金属類等は、市が収集する前に持ち去られるケースが後を絶たない状況でありました。

そのため、早朝に巡回や集積所に持ち去り厳禁シールを貼付するなどの対策を講じてきました。更に平成 20 年 6 月 27 日には、「資源ごみの持ち去り禁止及び罰則」規定を設けるため、「岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、広く周知を徹底してきました。

表 3 資源ごみ収集回数見直しの取組

実施時期	平成 11 年 11 月～	平成 12 年 12 月～	平成 17 年 4 月～
収集回数	月 2 回	月 3 回	毎週 1 回

また、コスト削減については、委託している粗大ごみ及び資源ごみの収集運搬業務について、入札により実施しています。

次に、粗大ごみについては、年 2 回の収集期間中、早朝及び委託事業者が収集を終えた後、各ステーションを巡回し、持ち去りや不適正排出の防止に努めているところであり、必要に応じて、関係住民への周知・啓発等地元区・自治会に協力をお願いしています。

自己搬入する者に対しては、搬入時に免許証等で住所を確認するなどの手続きを強化しています。一方、家庭から出るごみで市が引き取らないごみへの対応としましては、平成 12 年度から、適正処理困難廃棄物の回収機会を設け、多くの市民の利用に供しており、不法投棄や不適正排出防止に効果が出ているものと考えます。

(2) 事業系ごみの収集運搬

市外からの持ち込みを防止するため、自己搬入事業者及び許可事業者に対しては、毎年、岩出クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）への搬入に係る登録手続きに併せて、本市のごみ処理事業への理解と協力を求めています。平成 19 年度に見直しを行ったごみ処理手数料の増額は、周辺市との均衡を図るために実施したもので、ごみ処理の適正化を徹底するうえで必要なものです。

また、平成 21 年度には、収集運搬体制を補完する役割として、事業系ごみを収集運搬する者に対して、一般廃棄物収集運搬の「業の許可」を与えることとし、事業

系ごみの収集運搬体制の仕組みと許可事業者に対する指導権限等を明確にしました。

2 処理・処分

(1) 中間処理施設における処理

平成 20 年 12 月から供用を開始した施設（クリーンセンター）では、周辺環境に与える負荷を最大限に低減し、循環型社会を構築する核となる施設として整備したもので、可燃ごみに含まれる金属類は資源化が図れ、焼却灰はスラグ化することでアスファルト骨材として再生利用できるなど資源化率の向上に寄与しています。

(2) 減量化・資源化の取組

生ごみの堆肥化による減量化を推進するため、平成 3 年度に生ごみ処理容器購入補助制度、平成 13 年度には電動式生ごみ処理機購入補助制度を創設しました。平成 27 年度から補助率を見直し、生ごみの堆肥化・減量化を引き続き行っています。

また、分別の徹底や不適正排出を防止するため、排出者の視点に立った「ごみ分別冊子」を策定し、平成 20 年度に全戸配布しました。同年 8 月 27 日には、わかやまノーレジ袋推進協議会が、県主導で設立され、本市においても、当協議会に参画し、買い物時のマイバッグ運動の啓発を行ってきたところです。現在、各自治体において取組を行い、令和 2 年 7 月から全国的に店頭におけるレジ袋の配布が有料化され、プラスチックごみの削減に寄与しています。

資源化処理に際しては、品目ごとに委託事業者を選定し、処理・処分を行っています。また、資源化物としての品質を維持するため、ストックヤードを整備し、引き渡しまでの保管を徹底しています。処理コスト面では、平成 23 年度から従前の年間契約から 6 か月契約への見直しを行い、市場価格の変動に対応した契約方法を採用しています。

(3) 最終処分

本市のごみの焼却残渣は大阪湾で埋立て処分していますが、大阪湾フェニックス計画は、近畿の自治体・港湾管理者が出資し、大阪湾の埋立てにより近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋立てた土地を活用して港湾機能の整備を図る事業です。運営主体は、大阪湾広域臨海環境整備センターで「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏内の本事業に賛同する地方自治体等の出資により、昭和 57 年 3 月 1 日に設立されたものです。

本市には、最終処分場がないため、平成 8 年度から当該事業に参画しており、今後も市内に処分用地を確保していくことが困難であることから、引き続き、大阪湾広域処分場を利用していくこととします。

第3節 ごみ処理の現況

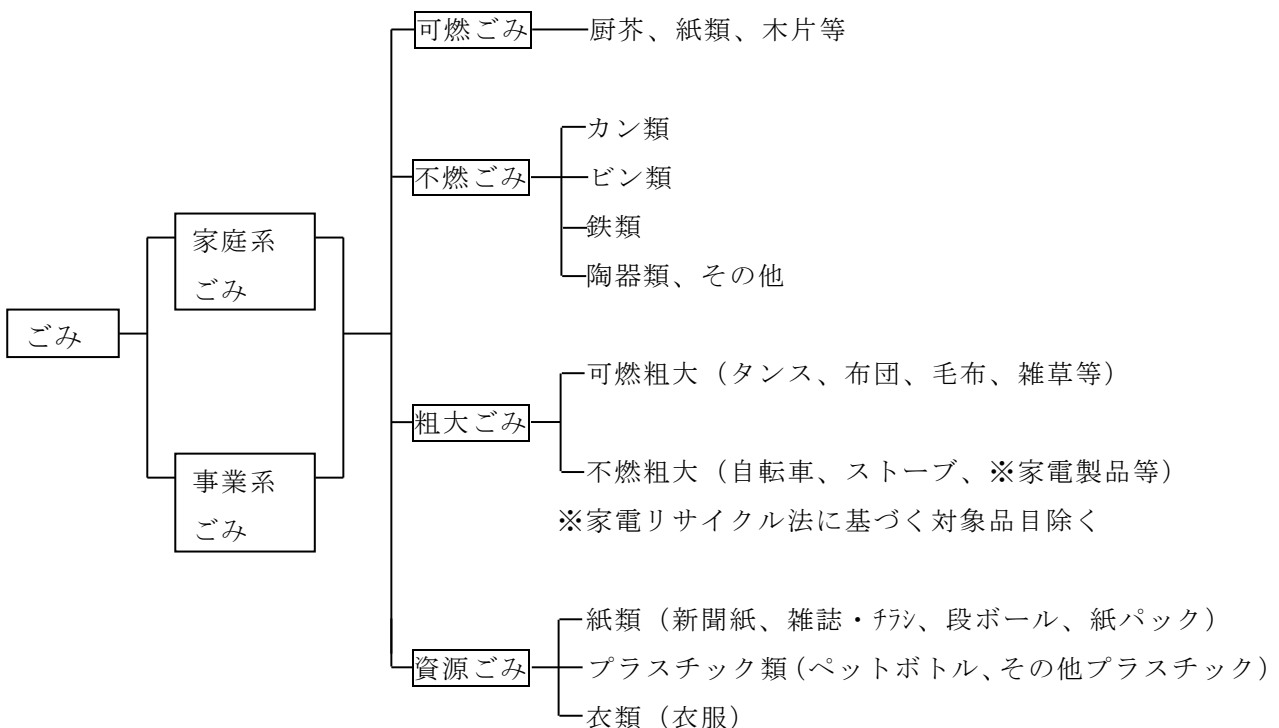
1 ごみの区分

本市のごみ（廃棄物処理法で定義される一般廃棄物をいう。）は、「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」に区分しています。

ごみの区分以外に、家庭から排出されるごみで、本市において収集していないタイヤ、コンクリート等の適正処理が困難なごみについて、適正処理困難廃棄物として、別途回収機会を設けています。

現時点においては、効率性や費用対効果等を考えますと、現状の区分が適切と考えますが、ごみ処理を取り巻く環境等への変化にも柔軟性を持ち、引き続き、関係法令の改正や社会的なニーズに対して、適切な対応をしていきます。

図3 岩出市のごみの区分



□ 適正処理困難廃棄物（タイヤ、コンクリート等のがれき類等）

2 ごみ処理・処分の現状

(1) 収集及び排出方法

① 収集区域

収集区域は岩出市内全域で、収集人口は 53,862 人（令和 2 年 3 月 31 日現在）です。

②家庭系ごみの排出・収集方法

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集は、戸別または、あらかじめ決められた集積所に排出して収集する方式（ステーション方式）とし、宅地開発が進むにつれ、集積所が増加の傾向にあります。

また、粗大ごみについては、年 2 回、区・自治会からの申込によるステーション方式により実施している。なお、クリーンセンターでは、直接搬入による受け入れも行っている。

平成 27 年度から、「小型電子機器等リサイクル回収」事業を開始し、クリーンセンターでのピックアップ回収、市内公共施設 11 箇所に回収ボックスを設置、また、市内公共施設において拠点回収を実施することで、希少金属を回収しリサイクルを行っている。

表 4 岩出市における排出方法及び収集頻度

区 分	収集形態	収集回数	収集方法	容 器	排出時間
可燃ごみ	直営	週 2 回	戸別・ステーション	指定袋	午前 8 時まで
資源ごみ	委託	週 1 回	ステーション	指定袋	午前 8 時まで
不燃ごみ	直営	月 2 回	戸別・ステーション	コンテナ等	午前 8 時まで
粗大ごみ	委託	年 2 回	ステーション	—	収集日前日
※小型電子機器等	排出者自ら	—	指定場所	—	受付時間内
※適正処理困難物	排出者自ら	—	指定場所	—	受付時間内

注※ 別途回収機会を設けている。

③ 事業系ごみの排出・収集方法

事業所から排出される事業系ごみは、事業者自らクリーンセンターへ搬入する場合のほか、事業者が一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者へ依頼し、搬入処理を行うことを基本としている。

なお、事業者のうち、排出量が少ない個人事業者やオフィスなどについては、一部本市が収集を行っている。

表5 岩出市一般廃棄物収集運搬許可業者の状況

収集運搬許可業者		11 業者
許可業者契約事業者数		223 事業所
搬入量 (t)	可燃ごみ	3,768.82t
	不燃ごみ	1.94t
	資源ごみ	0.60t
	粗大ごみ	19.05t
	合計	3,790.41t

④ ごみ処理手数料

本市内から排出された可燃ごみは、有料化を実施している。ごみ処理手数料は、岩出市有料指定可燃ごみ袋（以下、「指定袋」という。）の購入費用により徴収している。

表6 指定袋の販売価格

区分	容量等	金額
可燃ごみ	20 リットル用	20 円／1 枚
	30 リットル用	30 円／1 枚
	45 リットル用	45 円／1 枚

※ 一般家庭の場合、市民の手数料の負担軽減を図るため、一定量のごみ袋を各世帯に無料で配布する「一定量無料型」を採用している。

また、事業系の搬入ごみをクリーンセンターへ直接搬入し処理する場合は、ごみ搬入手数料として重量換算で徴収している。

表7 事業系ごみ持ち込みの際の手数料

ごみの種別	手数料
雑草・剪定木	市が委託する雑草等処理に係る経費に相当する額／kg
上記以外の一般廃棄物 (資源ごみを除く。)	10 円／kg

(2) 中間処理の現況

本市内から排出された一般廃棄物は、クリーンセンターへ搬入され、可燃ごみ・可燃粗大は、破碎、焼却施設で焼却・熔融処理後、発生した残渣（焼却灰等）を大阪湾フェニックスで埋立て、最終処分を行っている。

また、熔融処理の際に発生するスラグはアスファルト骨材として活用するととも

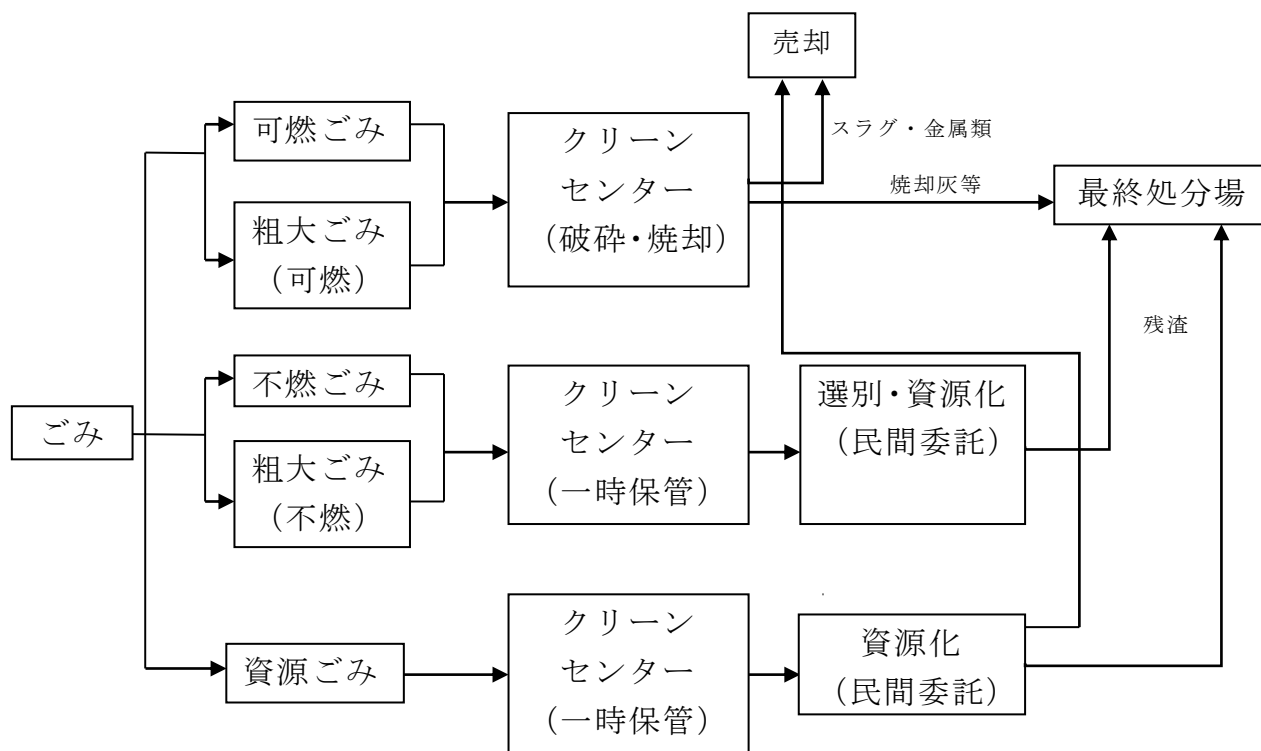
に、可燃ごみ中に含まれる金属類（空き缶など）については、再生事業者等へ有価物として売却処理している。

資源ごみ・不燃ごみ・不燃粗大ごみは、クリーンセンター内で保管後、再生事業者等へ売却、または引き渡しを行っている。

クリーンセンターへ持ち込みできるのは、一般家庭からのごみ以外に、一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者による搬入のほか、事業者が直接持ち込む事業系ごみである。

直接搬入されたごみは、搬入者による仕分け後、可燃ごみは焼却施設、不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみは、それぞれのストックヤードへ選別し、適正に処理を行っている。

図4 ごみ処理・処分のフロー



① 焼却施設

本市内から発生する可燃ごみの焼却処理は、クリーンセンターで行っている。

また、施設の運転、維持管理、補修点検等は24時間体制で行っており、焼却灰の再生利用や焼却鉄等の資源化など資源リサイクルが可能で、1,200度の高温で熔融処理するため、ダイオキシン類の発生を抑制するなど環境面においても配慮した施設です。

今後、長期にわたり運転管理を行っていくため、施設・設備の適正管理に努めます。

表 8 【焼却施設】 クリーンセンターの概要

施設の名称	岩出クリーンセンター	
所在地	岩出市根来 2273 番地の 2	
敷地面積	19,232.64 m ²	
処理方法	流動床式ガス化溶融炉	
処理能力	60 t / 24H (30 t × 24H × 2 基)	
竣工年度	平成 20 年 12 月 22 日	
建築面積	2,048 m ²	
処理方式	受入・供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
	燃焼設備	ガス化溶融方式 (流動床式)
	燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室 水噴射方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ (触媒反応塔)
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	バンカ貯留

表 9 クリーンセンターの運転実績 (年度別)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
搬入量 (t/年)	19,139	18,448	18,667	18,910	18,346	17,856	17,956	19,011	19,305
焼却量 (t/年)	16,630	16,161	16,465	17,728	17,455	14,851	14,972	16,011	16,159
稼働日数 (日/年)	283	277	277	347	352	352	355	365	366
日平均焼却量 (t/日)	58.7	58.3	51.1	51.1	49.6	42.2	42.2	43.9	44.2

② 資源化施設

本市内から収集した資源ごみ等を処理委託事業者へ引き渡すまでの間、良好な状態で一時保管するストックヤードで保管している。

また、粗大ごみの減量化を目的に、まだ使用できる家具等を修理し、再製品化しているリサイクル工房を平成 25 年度から運営している。

ストックヤードでは、紙類、ペットボトル、その他プラスチック類、衣類に分かれており、不燃ごみやスラグの保管施設も併設している。

表 10 【資源化施設】 ストックヤードの概要

竣工年月日	平成 24 年 3 月 31 日	
構造	鉄骨造平屋	
建築面積	689 m ²	
対象ごみ種	面積 (m ²)	貯留量 (m ³)
段ボール	84.5	109.69
雑誌・チラシ	65.0	57.50
新聞	65.0	57.50
紙パック	65.0	57.50
その他プラスチック	156.0	378.00
ペットボトル	65.0	84.38
衣類	84.5	109.69
カン・ビン	119.6	358.80
スラグ	104.0	84.50

表 11 【資源化施設】 リサイクル工房の概要

竣工年月日	平成 25 年 3 月 31 日	
構造	鉄骨造平屋	
建築面積	200 m ²	
取り扱う品目	自転車・家具	

第 4 節 ごみ排出量の実績

(1) ごみの総排出量

ごみの総排出量は、平成 24 年 7 月から可燃ごみの有料化を実施し、分別が徹底された結果、特に、家庭系可燃ごみの量が減少してきましたが、平成 29 年度以降、総量としては、増加が続いています。

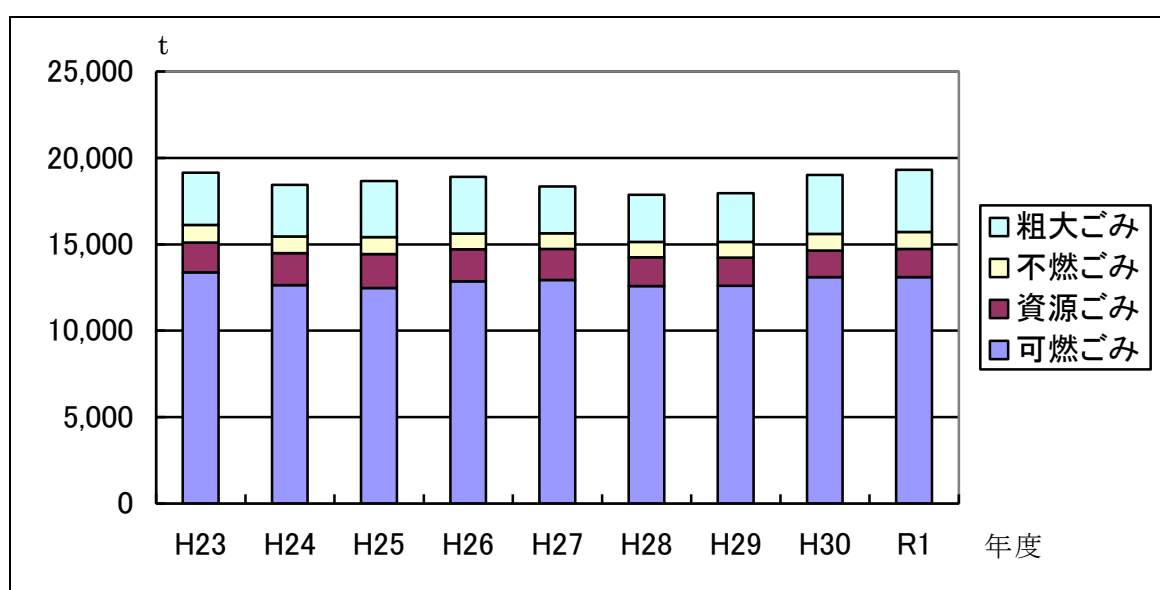
その理由として、排出者の減量努力があるものの、事業者が増加したこと等からごみ量が増大しています。

表 12

ごみ量総排出量の実績

(t / 年度)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
可燃ごみ	13,381.23	12,633.61	12,470.96	12,864.33	12,941.44	12,579.94	12,608.56	13,102.67	13,103.37
資源ごみ	1,720.25	1,858.95	1,967.87	1,847.25	1,791.34	1,677.68	1,615.81	1,536.52	1,638.88
不燃ごみ	1,018.54	971.24	975.07	910.77	911.07	891.41	923.34	960.08	972.30
粗大ごみ	3,019.40	2,983.72	3,253.37	3,287.47	2,702.63	2,707.23	2,808.71	3,411.90	3,590.12
総合計	19,139.42	18,447.52	18,667.27	18,909.82	18,346.48	17,856.26	17,956.42	19,011.17	19,304.67



(2) 可燃ごみの排出量

家庭系については、有料化後、減少傾向にあります。事業系ごみについては、減量化や排出抑制に至っていないことなどから増大しています。

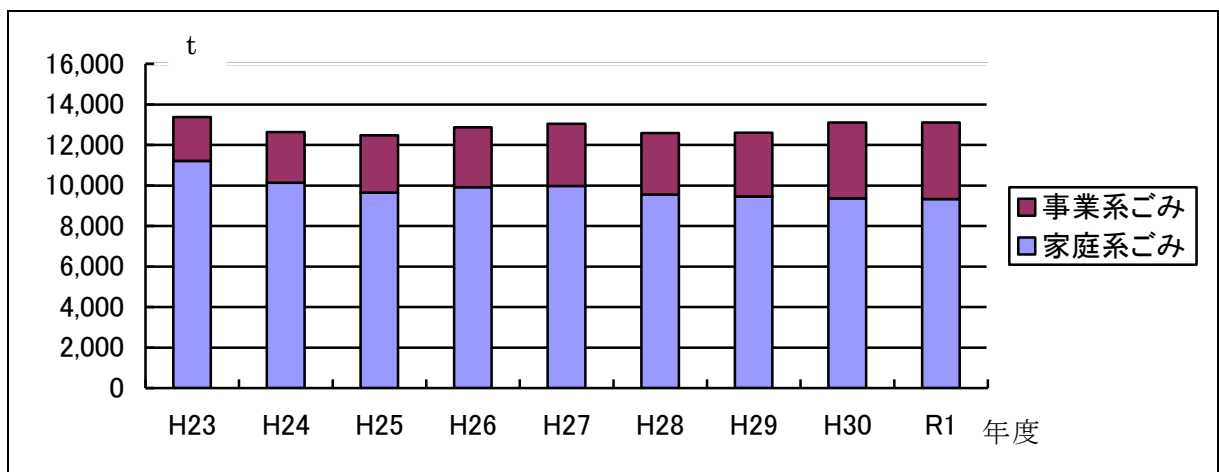
また、今なお、可燃ごみ中に資源ごみが混在していることが多く見受けられ、水分についても多く含んでいるように思われます。

表 13

可燃ごみ排出量の実績

(t / 年度)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
家庭系	11,202.49	10,132.01	9,641.80	9,910.50	9,880.86	9,534.09	9,449.79	9,357.71	9,334.55
事業系	2,178.74	2,501.60	2,829.16	2,953.83	3,060.58	3,045.85	3,158.77	3,744.96	3,768.82
計	13,381.23	12,633.61	12,470.96	12,864.33	12,941.44	12,579.94	12,608.56	13,102.67	13,103.37



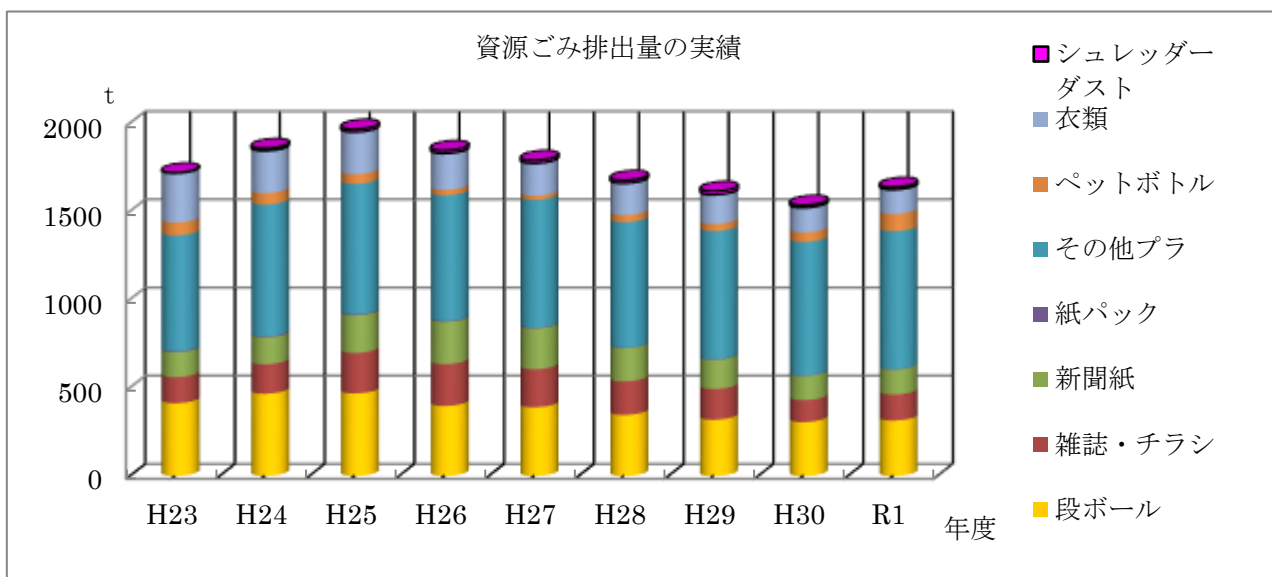
(3) 資源ごみの排出量

排出量は、各年により増減が見られますが、減量要因としては、集団資源回収の実施や店頭回収への協力、専門事業者への引き渡しなどが挙げられます。

一方、増量要因については、人口の増加や分別の徹底などが考えられます。

表 14 資源ごみ排出量の実績 (t / 年度)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
段ボール	412.91	466.80	468.45	397.31	389.77	346.33	319.28	305.79	314.67
雑誌・チラシ	148.41	167.34	229.99	237.47	215.59	190.71	174.77	124.80	147.73
新聞紙	141.38	152.90	213.34	240.11	231.99	188.28	164.94	136.57	141.22
紙パック	5.49	5.49	6.17	5.28	3.82	2.88	3.15	2.63	2.82
その他プラスチック	655.91	747.31	738.88	711.70	725.74	711.34	727.04	757.68	781.95
ペットボトル	74.08	65.56	55.73	31.10	22.99	40.41	40.86	54.32	98.54
衣類	280.68	240.08	239.22	207.05	184.26	181.44	165.77	140.60	138.37
シュレッダーダスト	1.39	13.47	16.09	17.23	17.18	16.29	20.00	14.13	13.58
計	1,720.25	1,858.95	1,967.87	1,847.25	1,791.34	1,677.68	1,615.81	1,536.52	1,638.88

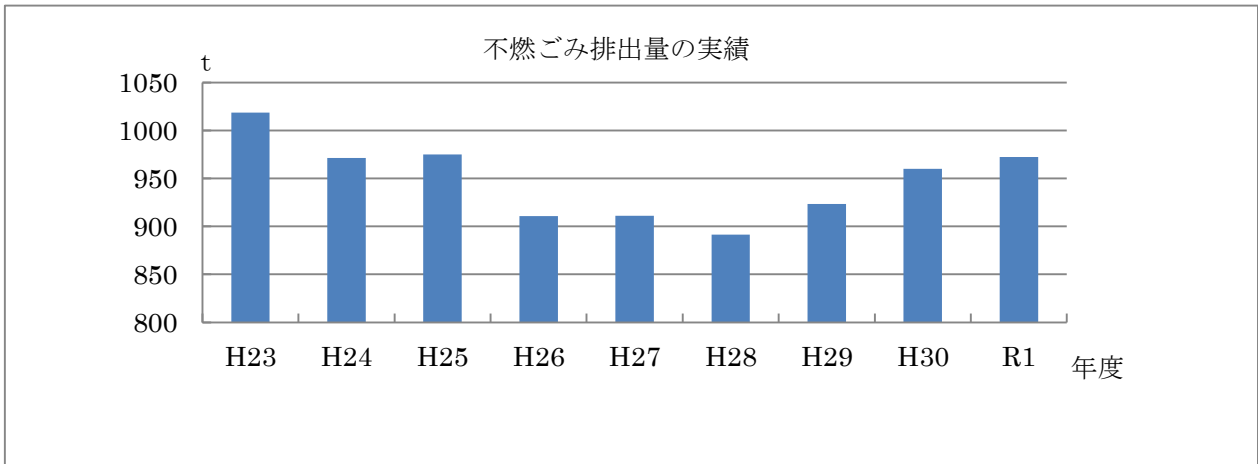


(4) 不燃ごみの排出量

飲料用容器の多様化やマイボトルの普及などにより、排出量は減少傾向にありましたが、かん・ビン類以外の混入により近年では増加しています。

表 15 不燃ごみ排出量の実績 (t / 年度)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
不燃ごみ	1,018.54	971.24	975.07	910.77	911.07	891.41	923.34	960.08	972.30



(5) 粗大ごみの排出量

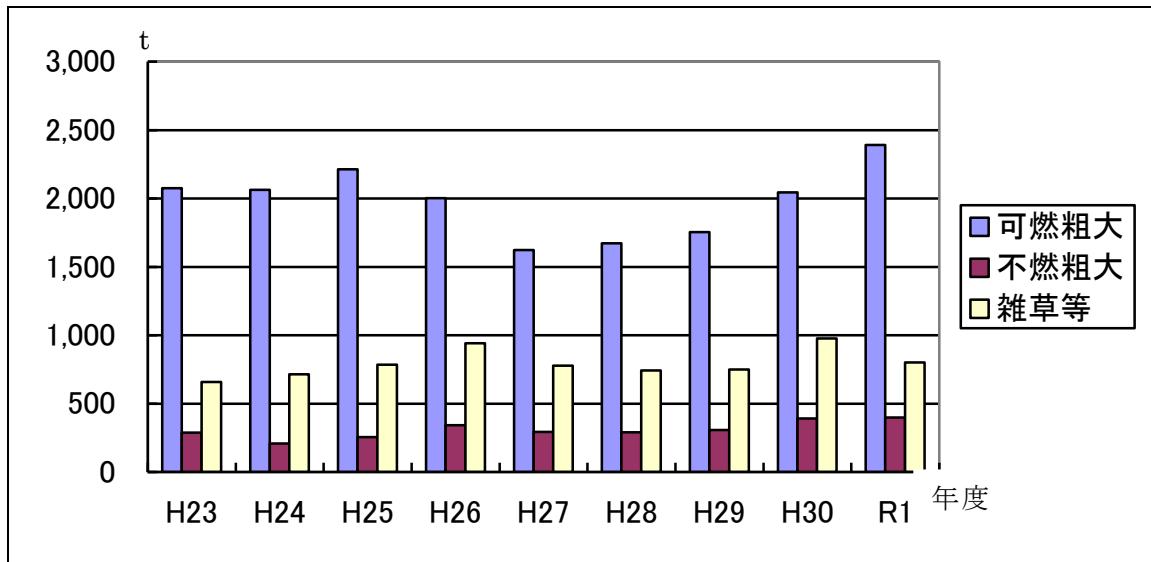
収集は、年 2 回実施していますが、クリーンセンターに持込まれるごみ種で最も多いのが粗大ごみです。

近年、台風等の災害などが多く発生し、これらに伴う家庭からの粗大ごみが増えている状況です。

平成 26 年度からは、小型電子機器等回収リサイクル事業を実施し、平成 29 年度からは、リサイクル工房において、家具の再生品化を実施して可燃粗大の減量化に取り組んでいます。

表 16 粗大ごみ排出量の実績 (t / 年度)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
可燃粗大	2,073.99	2,063.03	2,212.81	2,002.01	1,632.93	1,673.15	1,754.22	2,045.37	2,391.89
不燃粗大	288.12	207.30	255.17	342.99	292.81	291.51	306.13	390.04	397.80
雑草等	657.29	713.39	785.39	942.47	776.89	742.57	748.36	976.49	800.43
計	3,019.40	2,983.72	3,253.37	3,287.47	2,702.63	2,707.23	2,808.71	3,411.90	3,590.12

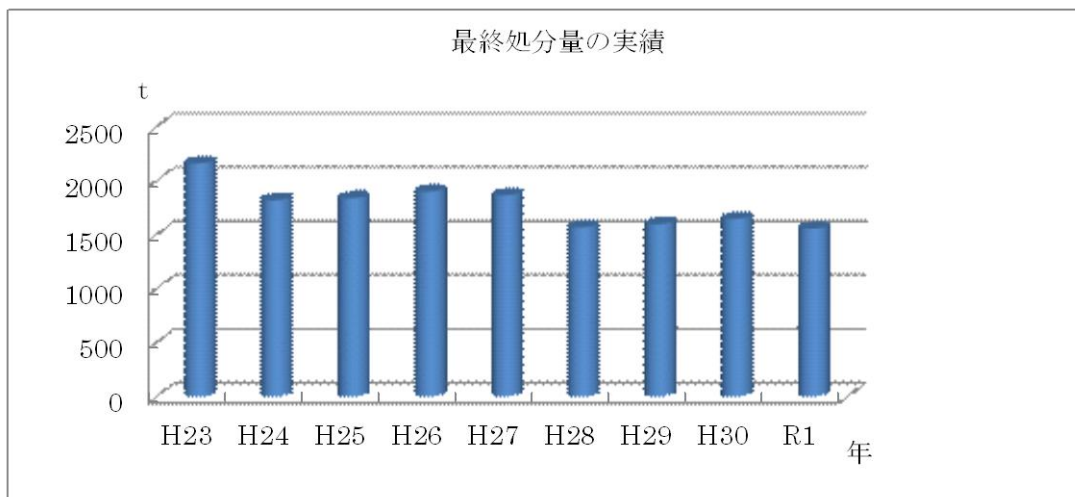


(6) 最終処分量

最終処分量は、クリーンセンターで焼却した後の残渣（焼却灰）及び不燃ごみ中の金属類選別後の残渣合計数量です。

表 17 最終処分量の実績 (t / 年度)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
最終処分量	2,160	1,819	1,839	1,899	1,865	1,568	1,597	1,646	1,555



(7) 資源化の実績

資源ごみは言うまでもなく、不燃ごみ中のスチール缶、アルミ缶、ビン等や粗大ごみの中でも主に金属素材を選別し、資源化を図っています。

また、焼却時に可燃ごみに混在している鉄・アルミ類やスラグなども資源化物として有効利用しています。

表 18

資源化量の実績値

(t / 年度)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総排出量	19,139.42	18,447.52	18,667.27	18,909.82	18,346.48	17,856.26	17,956.42	19,011.17	19,304.67
資源化量	3,678.74	4,005.71	4,152.82	3,986.87	3,536.40	3,460.55	3,447.16	3,615.66	3,936.42
資源化率	19.2%	21.7%	22.2%	21.1%	19.3%	19.4%	19.1%	19.0%	20.4%

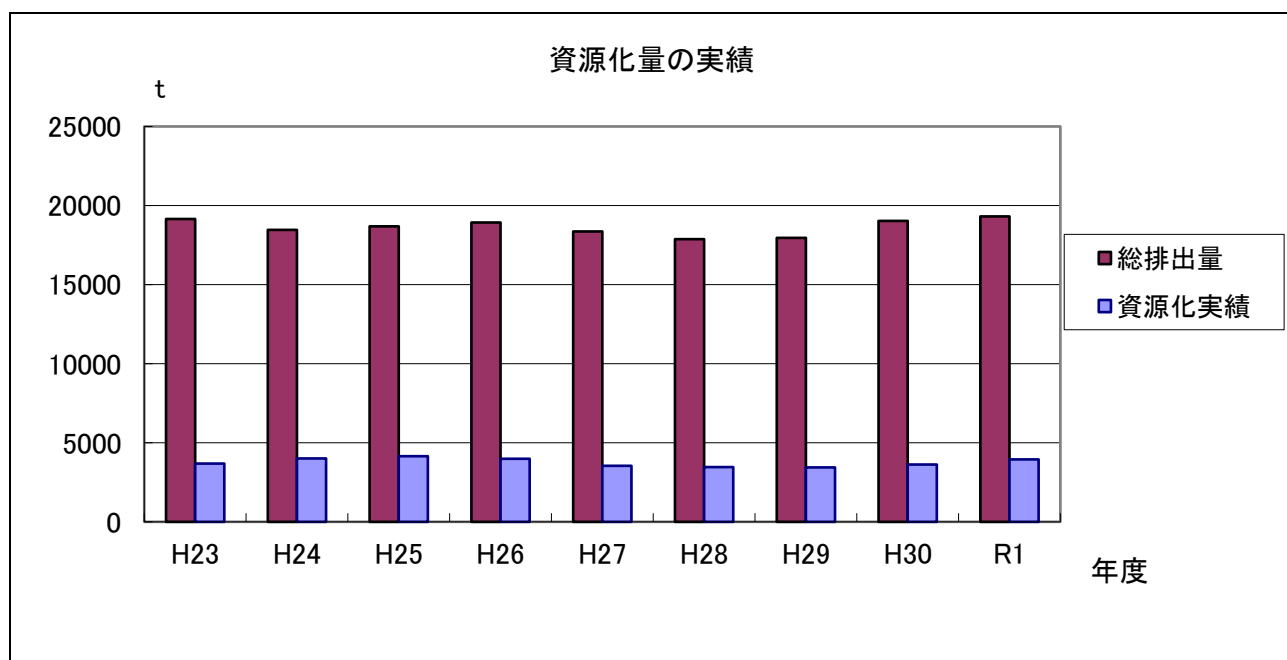
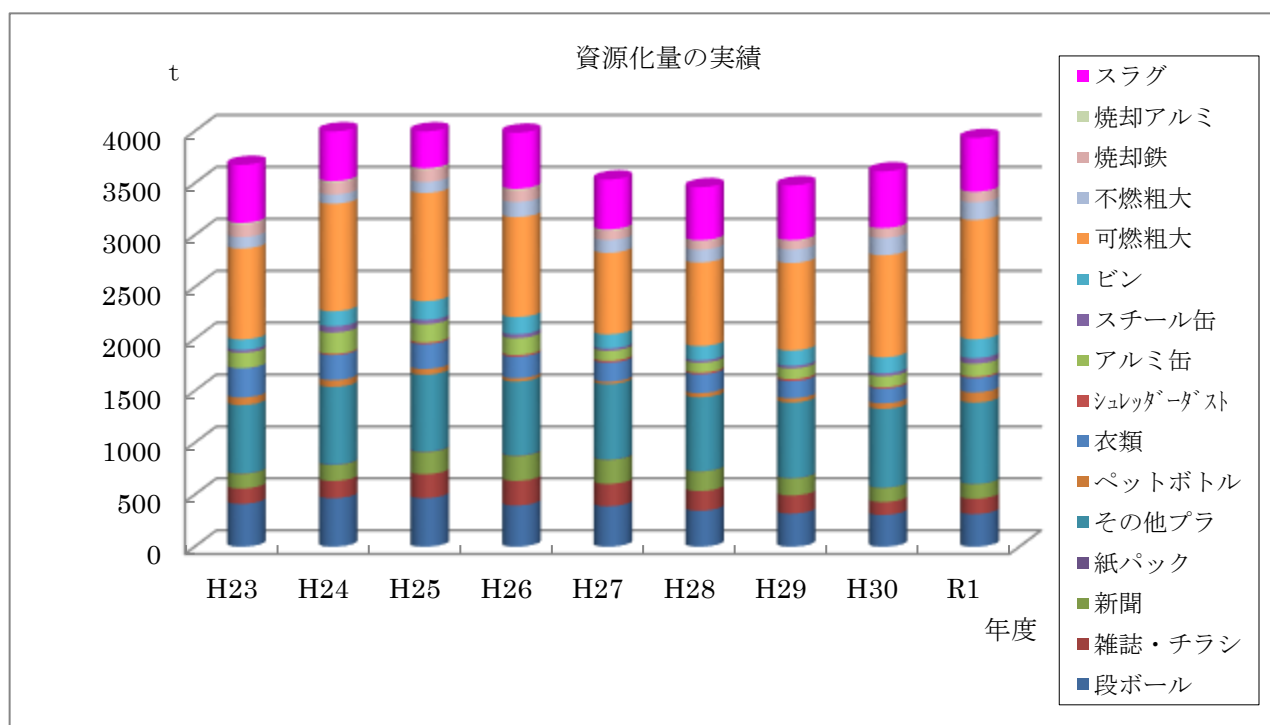


表 19 (参考資料)

資源化量の実績

(t / 年度)

種類		年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
資源 ごみ	段ボール		412.91	466.80	468.45	397.31	389.77	346.33	319.28	305.79	314.67
	雑誌・チラシ		148.41	167.34	229.99	237.47	215.59	190.71	174.77	124.80	147.73
	新聞		141.38	152.90	213.34	240.11	231.99	188.28	164.94	136.57	141.22
	紙パック		5.49	5.49	6.17	5.28	3.82	2.88	3.15	2.63	2.82
	その他プラスチック		655.91	747.31	738.88	711.70	725.74	711.34	727.04	757.68	781.95
	ペットボトル		74.08	65.56	55.73	31.10	22.99	40.41	40.86	54.32	98.54
	衣類		280.68	240.08	239.22	207.05	184.26	181.44	165.77	140.60	138.37
	シュレッダーダスト		1.39	13.47	16.09	17.23	17.18	16.29	20.00	14.13	13.58
不燃 ごみ	アルミ缶		147.68	203.70	175.76	161.75	95.47	94.53	89.45	105.61	124.12
	スチール缶		27.50	61.11	41.41	38.57	22.59	23.21	22.22	28.80	53.89
	ビン		101.85	144.66	180.51	164.68	136.28	135.57	128.48	153.61	181.87
粗大 ごみ	可燃粗大		874.50	1,035.15	1,042.44	963.03	784.93	804.87	843.47	983.38	1,148.90
	不燃粗大		111.30	89.15	105.48	145.58	124.51	123.82	130.29	166.12	169.86
焼却 金属 ほか	焼却鉄		121.58	115.97	118.02	112.77	88.64	80.61	82.72	89.94	96.74
	焼却アルミ		15.17	12.57	12.66	12.58	12.00	9.71	7.54	5.30	5.48
	スラグ		558.91	484.45	508.67	540.66	480.64	510.55	527.18	546.38	516.68
合 計			3,678.74	4,005.71	4,152.82	3,986.87	3,536.40	3,460.55	3,447.16	3,615.66	3,936.42



第5節 評価・見直し

(1) 減量化目標

前計画では1人1日当たりの排出量について、平成12年度の実績（917g/人日）を基準に最終年次である平成32年度（令和2年度）までに25%（229g/人日）削減し、（688g/人日）にすることを目標としていました。令和元年度の実績値が（979g/人日）となっており、目標には達していません。

平成24年度に家庭系可燃ごみ量の減量化を目的に有料化を実施し、減量化を図っているところではありますが、排出される可燃ごみの50%以上が水分だと言われており、排出時の水切りが不十分なことや、本来、資源として再生利用できるごみも混在していることが挙げられます。

本市は、転入・転出者による引越しの際に出る粗大ごみの件数が多いことから、不適正排出の対策として、人員の配置や受付場所の変更を行い、持ち込みの際の本人確認の徹底を続けています。

また、事業系ごみについては、平成13年度から約1.5倍にも事業所が増加しているため、経済活動に伴う廃棄物が増加しており、目標の達成には困難な状況です。

表20 ごみ排出量等の状況及び目標

区分		年度	単位	基準年次	中間年次	改定年次	最終年次	目標年次	増減
				H12	H22	H27	R1	R2 (H32)	R1/R2
計画収集人口			人	48,769	53,018	53,694	53,862	55,000	△1,138
可燃 ごみ	家庭系		t/日	29.0	30.3	27.0	25.5	23.6	1.9
	事業系		t/日	4.8	5.9	8.4	10.3	8.6	1.7
	小計		t/日	33.8	36.2	35.3	35.8	32.2	3.6
不燃ごみ			t/日	3.4	2.8	2.5	2.7	2.4	0.3
粗大ごみ			t/日	4.3	7.9	7.4	9.8	7.3	2.5
資源ごみ			t/日	3.2	4.6	4.9	4.5	4.9	△0.4
計			t/日	44.7	51.5	50.2	52.5	46.8	5.7
原単位			g/人/日	917	970	934	979	688	291

(参考) 1人1日当たりのごみ総排出量原単位

岩出市	国	県
967g	918g	962g

令和元年度 一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度実績）環境省

(2) 資源化率

前計画では、平成12年度実績13.1%に対し、目標を25%に上げる設定をしていましたが、令和元年度の実績では、20.4%に留まっており、目標達成には困難な状況です。

資源化率が基準年次より伸びたことについては、現在のクリーンセンターでは、これまで埋立て処分していた可燃ごみ中に含まれるスチール缶やアルミ缶を回収して再生利用していることや焼却後の灰のスラグ化による有効利用などが挙げられます。

また、ごみ種別の資源化状況を見ますと、不燃ごみ中のスチール缶・アルミ缶は、飲料用容器の多様化等を受け排出量が減少傾向であり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

粗大ごみのうち、自転車・家具等については、リサイクル工房において軽易な修理等を行い、イベント開催時などに低価格販売し、引き続き 4R を推進するなど排出抑制や再使用についての啓発が必要です。

表 21 資源化率の状況及びの目標

区分	年度 単位	基準年次	中間年次	改定年次	最終年次	目標年次	増減
		H12	H22	H27	R1	R2 (H32)	R1/R2
計画収集人口	人	48,769	53,018	53,694	53,862	55,000	△1,138
中間処理後の 資源化量	t/日	5.9	9.2	9.7	10.0	10.1	△0.1
原単位	g/人/日	122.7	174.9	180.7	184.9	194.0	△9.1
資源化率	%	13.1	17.9	19.3	20.4	25.0	△4.6

(参考) 資源化率の比較

岩出市	国	県
19.0%	19.9%	12.1%

令和元年度 一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度実績）環境省

(3) 最終処分量の削減

前計画では、1人1日当たりの最終処分量について、平成12年度実績（133.3g/人日）に対し、約60%（53.3g/人日）削減を目標にしていたが、令和元年度の実績では、79.8g/人日であり、目標値には到達していません。

最終処分量の削減については、国や大阪湾広域処理場整備促進協議会等から強く要請されているところであり、大阪湾フェニックス計画に参画している本市としましては、目標達成に向け、埋立て処分する焼却灰等の減量化を図っていくことが求められます。

現在のクリーンセンターが稼働したことにより最終処分量が約40%減量されてきていますが、環境基準が厳しくなっていることから、目標を達成することは厳しい状況であります。

表 22

最終処分量の状況及び目標

区分	年度 単位	基準年次	中間年次	改定年次	最終年次	目標年次	増減
		H12	H22	H27	R1	R2 (H32)	R1/R2
計画収集人口	人	48,769	53,018	53,694	53,862	55,000	△1,138
最終処分量	t/日	6.7	7.0	5.1	5.3	2.9	△1.4
原単位	g/人/日	133.3	131.9	94.9	79.8	53.3	△26.5

(参考) 1人1日当たりの最終処分量の比較

岩出市	国	県
84g	82g	126g

令和元年度 一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度実績）環境省

第6節 今後の課題

1 ごみ排出抑制の対策

ごみの総量を減量するためには、ごみとなるものを買わない（発生抑制）ことやごみを出さない（排出抑制）工夫が必要です。

現在、可燃ごみについては有料化を実施しており、一定の減量ができています。

しかしながら、家庭系ごみ、事業系ごみに分けたとき、事業系ごみについては、事業所数の増加に伴いごみ総量が増えていることから、事業所に対し、抑制指導を強化していくが必要あります。

2 効率・効果的な収集運搬体制の検討及び集積所の在り方

現在、本市の直接収集のほか、委託、許可業者による収集を行っています。

本市では、将来にわたり安定的な収集運搬体制の確保を図るため、市場規模を勘案して「業の許可」に対する考え方や方針等を定めています。

中長期的には、現在、市が直営により収集している事業系ごみについても各事業所の規模やごみ量に応じ、直営または許可業者による収集のあり方の検討が必要です。

なお、委託による収集については、今後も基本的には変わらないものではありませんが、社会状況の変化やニーズに応じて、料金体系や収集形態等を調査研究していくことは必要です。

また、ごみ集積所は、戸別収集やステーション方式など各地域によって異なり、宅地開発などにより新たな集積所が毎年増え続けており、効率・効果的な収集方法の対策が必要です。

現在、自ら集積所まで排出できない高齢者などの要援護者には、ふれあい収集を行っています。今後、少子高齢化が進むなか、一人暮らしの高齢者等が増加し、自己で集積所まで運ぶことが困難な家庭が増えていくものと考えられることから、その対策を検討します。

3 ごみの分別・資源化の推進

本市の資源化率については、和歌山県全体の実績より上回っているが、可燃ごみ中に資源ごみが混在しているケースが見られるため、市内各所において、「ごみの実態調査見学会」の実施や小学校4年生を対象に「環境出前講座」を実施し、分別の周知啓発を喚起してきました。今後も、理解を得るための方策として継続していきます。

また、不燃ごみについては、排出時に家電製品などの粗大ごみの混入などもあることから、分別の徹底が必要です。なお、水銀関連の廃棄物法改正により一般家庭においても、蛍光灯や水銀電池など水銀使用製品が多数存在するため、今後、市民に対し特に不燃ごみ排出時の啓発や適切な処理の実施が必要です。

4 不法投棄・不適正排出対策

現在、定期的に市内各所のパトロールを実施していますが、近年、不法投棄の件数は減少傾向にあります。

しかしながら、各地域の集積所には不適正排出が見られるなど、引き続き監視体制の強化を図るとともに、広く環境美化への意識啓発と自主的な美化運動に対する支援を行っていくことが大切です。

5 最終処分場における処分量削減の推進

第2期フェニックス計画は、令和14年度に終了する予定となっています。

第3期の計画では、既存の処分場をできるだけ長期に有効活用できるよう、更なるリサイクルの推進や最終処分量の削減に向けた取組を求められています。

具体的には、ごみ排出量を平成24年度実績に対し、令和2年度に15%減、最終処分量を平成24年度実績に対し、令和2年度に28%減とする目標値が設定されています。

今後、目標を達成するためには、事業系ごみを確実に減量化ができる実効ある施策を行い、市民に対してはできる限り使える物は最後まで使い切ることや、修理が可能な場合は修理を行うなど、物を大切に使うライフスタイルに転換していくなど、効果的な施策の実施が求められています。

6 災害廃棄物の処理

近い将来、予測される南海トラフ巨大地震や大型台風による風水害等での災害では、平常時の生活以上に廃棄物が発生すると想定されるため、それらの処理等についても対策を考え、迅速に行動できるような処理計画を策定します。